

# 報 告 事 項 1

教職員の体罰の根絶にむけた取組みについて

平成25年 1月16日

## 市立高校の体罰事象を受けた取組み

### ■ 今回の事象を受けての取組み

○通知の発出を行う。内容は次のとおり。

- 1 「体罰防止マニュアル（改訂版）」を活用するなど、体罰根絶に向けた教職員研修を実施すること。その際には各教職員が別添の「体罰防止のためのチェック項目」により、自己の取組みを点検する機会を設けること。

その上で、教職員が、現在、各学校に在籍している生徒に対して体罰を行ったかどうかの調査を実施し、必要な対応を行うとともに、学校全体として体罰を許さない指導体制を確立すること。

- 2 部活動の指導においても、体罰はいかなる場合においても絶対に許されないという認識を持ち、その根絶に努めることを再度徹底すること。

- 3 体罰に関する生徒・保護者向けの校内の相談窓口の担当を明確にし、学校外及び学校協議会を含め、相談窓口が設けられていることを文書により周知すること。

### 【参考】

#### これまでの取組み

- 1 「教職員の児童生徒に対する体罰の根絶について」（通知）等
  - ・平成24年 6月 8日付（府立学校）
  - ・平成21年 7月17日付（市町村教育委員会）

\* 「長期休業期間中における児童生徒の指導について」にて体罰防止を通知

  - ・平成24年 7月13日付（府立高校）
  - ・平成24年12月11日付（市町村教育委員会）
- 2 「体罰防止マニュアル」について
  - ・平成17年策定、平成19年11月 「体罰防止マニュアル（改訂版）」の策定
- 3 「府立学校に対する指示事項」、「市町村教育委員会への指導・助言事項」
  - ・体罰は、いかなる場合にも許されない。
  - ・「体罰防止マニュアル（改訂版）」等を活用した体罰根絶にむけた取組みの実施

府立学校 校長・准校長 様

教育振興室長

教職員の幼児・児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた取組みについて（通知）

このたび、大阪市立の高等学校において、2年生の男子生徒が自宅において自殺するという事象が発生しました。大阪市教育委員会による事実確認の結果、自殺前日に部活動の顧問教諭による体罰があったことが明らかになりました。

非常に残念な事象を知ることになり、深い悲しみを持って受け止めています。

体罰は、子どもに対する人権侵害として決して許されない行為であり、これまでも各学校において、「体罰防止マニュアル（改訂版）」を活用した研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図っていただけてきたところです。

尊い命が失われるという今回の残念な事象を私共が重く受けとめ、絶対にこのような事象が起きないように、より一層体罰根絶に向けた取組みを進めなければならないと考えます。

ついては、各校長・准校長におかれては、緊急に下記の取組みを実施し、校内の指導体制の充実に向け、万全を期するよう願います。

記

- 1 「体罰防止マニュアル（改訂版）」を活用するなど、体罰根絶に向けた教職員研修を実施すること。その際には各教職員が別添の「体罰防止のためのチェック項目」により、自己の取組みを点検する機会を設けること。

その上で、教職員が、現在、各学校に在籍している生徒に対して体罰を行ったかどうかの調査を実施し、必要な対応を行うとともに、学校全体として体罰を許さない指導体制を確立すること。

（参考）

別添ファイル：「体罰とは」（「体罰防止マニュアル（改訂版）」P1）

体罰防止マニュアル URL:

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/taibatu-bousi.html>

- 2 部活動の指導においても、体罰はいかなる場合においても絶対に許されないという認識を持ち、その根絶に努めることを再度徹底すること。
- 3 体罰に関する生徒・保護者向けの校内の相談窓口の担当を明確にし、学校外及び学校協議会を含め、相談窓口が設けられていることを文書により周知すること。

なお、取組みの状況について、別紙様式により、1月31日（木）までの実施状況を取りまとめ、2月5日（火）までに、下記担当あてに報告願います。

《担当》

高等学校課 生徒指導グループ

担 当：山名 [YamanaM@mbx.pref.osaka.lg.jp](mailto:YamanaM@mbx.pref.osaka.lg.jp)

支援教育課 支援学校グループ

担 当：坂田 [SakataSada@mbx.pref.osaka.lg.jp](mailto:SakataSada@mbx.pref.osaka.lg.jp)

(別紙様式)

【提出期限:平成25年2月5日(火)】

「教職員の幼児・児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた取組みについて(通知)」  
(取組み状況調査)

- 1月31日までの取組み状況等を報告すること。
- 黄色のセルに入力すること。

【記入項目について】

- ・ 「1 教職員研修の実施日」については、体罰根絶に向けた教職員研修を実施した月日を入力すること。(1月31日以降に予定している場合は、予定日を入力すること)
- ・ 「2 体罰に関する相談窓口について周知した日」については、体罰に関する生徒・保護者向けの相談窓口を周知した日を入力すること。
- ・ 「3 在校生への体罰について申し出のあった教員数」については、現在、各学校に在籍している生徒に対して体罰を行ったことがあると申し出た教職員の人数を入力すること。(既に体罰について報告した事象は除く)
- ・ 「4 生徒・保護者から相談窓口への相談件数」については、1月31日(木)までに相談窓口等に対して体罰に関する相談のあったのべ件数を入力すること。

1	教職員研修の実施日		月		日
2	体罰に関する相談窓口について周知した日		月		日
3	在校生への体罰について申し出のあった教員数		人		
4	生徒・保護者から相談窓口等への相談件数		件		

生徒・保護者の皆さんへ

大阪府立〇〇〇〇学校  
校長（准校長）〇〇 〇〇

体罰、セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口について

新年を迎え、生徒の皆さんは、気分もあらたに学校生活を送っていることと思います。

また、保護者の皆様におかれましては、日ごろより本校の教育活動に、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、すでに報道されているように、大阪市立の高等学校において、2年生の男子生徒が自宅において自殺するという事象が発生し、大阪市教育委員会による事実確認の結果、自殺前日に部活動の顧問教諭による体罰があったことが明らかになりました。

非常に残念な事象を知ることになり、深い悲しみをもって受け止めています。

本校では、体罰は、皆さんの体と心を傷つける行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないという考えのもとにその根絶に努めてきています。今回の残念な事象を受けて、改めて本校で設置している「体罰、セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口」についてお知らせしますので、心配なことがありましたら、ぜひ相談してください。一人で悩むことのないように、相談窓口の教職員以外でも、相談しやすい教職員に相談してください。また、自分自身のことでなくても、ぜひ相談してください。プライバシーと秘密の保持については厳守します。また、電話でも相談を受け付けていますので、利用してください。

保護者におかれましても、お子様のことで何か心配なことがありましたら、ぜひご相談ください。

学校内の相談窓口

【体罰、セクシュアル・ハラスメント等相談窓口担当者】

校長	〇〇	〇〇
教頭	〇〇	〇〇
生徒指導主事	〇〇	〇〇
養護教諭	〇〇	〇〇
人権教育推進委員会担当	〇〇	〇〇

担当は例です。  
各校の現状に応じて記載してください。

【電話による相談】

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（担当：△△ △△）

## 学校外の相談窓口

- 『すこやか教育相談24』  
0570-078310  
\* 24時間対応の電話相談窓口です。  
\* PHS、IP電話からはつながりません。
  
- 大阪府教育センター『すこやか教育相談』  
すこやかホットライン（子どもからの相談）  
06-6607-7361 Eメール：[sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp)  
さわやかホットライン（保護者からの相談）  
06-6607-7362 Eメール：[sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp)  
しなやかホットライン（教職員からの相談）  
06-6607-7363 Eメール：[sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp)  
\* 電話相談 月曜日～金曜日 9:30～17:30（祝日・年末年始は休みです）  
\* Eメール相談 24時間受付（回答は後日になります）  
\* FAX相談 FAX番号（06-6607-9826）  
\* 面接相談 学校を通しての予約が必要です。
  
- 被害者救済システム『子ども家庭相談室』  
06-4394-8754  
\* 大阪府教育委員会が運用する、民間連携支援機関による相談窓口です。  
\* 午前10時～午後8時 月・火・木曜日（祝日・休日は除く）

## 学校協議会の相談窓口

学校のホームページや学校に設置された投書箱に所定の様式で相談をお寄せください。

教 委 小 中 号  
平成 2 5 年 月 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

教職員の児童・生徒に対する体罰の根絶に向けた取組みについて（通知）

このたび、大阪市立高等学校において、2年生の男子生徒が自宅において自殺するという事象が発生し、大阪市教育委員会による事実確認の結果、自殺前日に部活動の顧問教諭による体罰があったことが明らかになりました。

体罰は、子どもに対する人権侵害として、決して許されない行為であり、これまでも各市町村において、その根絶に向け教職員に対する指導の徹底を図っていただいていたところ です。

尊い命が失われるという今回の事象を重く受け止め、絶対にこのような事象が起きないよう、より一層体罰根絶に向けた取組みを進めなければなりません。

各市町村教育委員会におかれましては、真に児童生徒を大切にする教育活動に取り組んでいただく観点から、以下の3点に留意いただき、各校における体罰防止の取組みが徹底されるよう改めてご指導願います。

なお、文部科学省においても全国調査について検討している状況であり、依頼があり次第連絡いたします。

- 1 「体罰防止マニュアル（改訂版）」を活用するなど、体罰根絶にむけた教職員研修等の実施や各教職員による「体罰防止のためのチェック項目」による自己点検等、学校全体として体罰を許さない指導体制が確立されているかの点検

(URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/taibatu-bousi.html>)

- 2 部活動指導においても、体罰はいかなる場合においても絶対許されないという認識を持ち、その教育的意義を踏まえた指導の徹底
- 3 児童生徒・保護者に向け、体罰等に関する校内の相談窓口を周知するなど、相談体制の充実

照会先  
大阪府教育委員会事務局市町村教育室  
小中学校課 生徒指導グループ  
担当：大槻 亮志  
TEL：06-6941-0351（内線 3438）  
直通：06-6944-3823  
FAX：06-6944-3820  
E-Mail：  
Otsukita@mbox.pref.osaka.lg.jp

(別添)

# 体罰防止のためのチェック項目

(体罰防止マニュアルより)

教職員が自分の指導について自己点検を行うことは、教職員としての力量を高め、子どもの個性や長所を生かす積極的な指導につながる。下記の項目をチェックすることにより、日々の教育活動を今一度振り返る。

## (1) 担任として

番号	大切にしていこう項目	チェック	
1	子どもとのふれあいを大切にし、不安や喜びなど心の内面を共感的に受け止める生徒指導を進めているか	はい	いいえ
2	カウンセリングマインドを持って、子どもの話を聴いているか	はい	いいえ
3	学級の問題を一人で抱え込んでいないか。他の教職員と連携して指導することにためらいはないか	はい	いいえ
4	清掃活動などの場面で、子どもとともに汗を流しているか	はい	いいえ
5	行事を通して「一緒にやり遂げ自信をつける指導」の工夫をしているか	はい	いいえ
6	子どもどうし、または担任と子どもが、心と心のぶつかり合える場面をつくっているか	はい	いいえ
7	保護者に対して一方的に要求していないか。保護者のよき相談者になるよう心がけているか	はい	いいえ
8	家庭訪問等をとおして保護者との連絡を密にしているか	はい	いいえ
9	子どもの問題行動を教職員にとって厄介なものとして捉えていないか。問題行動を子どもが援助を求めているサインとして捉えているか	はい	いいえ

## (2) 教科担当として

10	自分本位の指導観や画一的な指導に陥っていないか	いない	いる
11	指導内容や指導方法の改善を行うなど、魅力ある授業づくりに努めているか	はい	いいえ
12	教職員どうしが授業を参観しあうなど、協力して指導力を高める努力をしているか	はい	いいえ
13	たとえ誤答であっても考え方や取組み方を認めながら、自分で誤りに気付くように援助をしているか	はい	いいえ
14	理解に時間を要する子どもに厳しい叱責をしたり、人間性まで否定してしまうような言葉を浴びせたりして子どもの意欲をそいでしまっていないか	いない	いる
15	発達段階に応じた発問や教材の工夫を心がけているか	はい	いいえ
16	授業中の私語や反抗的な態度を、子どもだけのせいにしていないか	はい	いいえ

## (3) 部活動顧問として

17	自分自身の感情をコントロールし、常に冷静に指導しているか	はい	いいえ
18	子どもが上達するまで待つゆとりをもって指導しているか	はい	いいえ
19	面倒を見てやっているという態度で指導していないか	いない	いる
20	自己の指導技術の向上に努めているか	はい	いいえ
21	勝利至上主義になっていないか	いない	いる

## (4) 学校全体の教育活動の中で

22	必要に応じて校則を見直しているか。また、校則を守らせることだけにあくせくしていないか	いない	いる
23	あいさつは子どもから先生（大人）にするものという固定観念はないか	ない	ある
24	気持ちよく勉強のできる環境か。教室、廊下、校庭などにゴミが落ちてないか	いない	いる
25	日頃より家庭、地域、関係機関との連携をはかっているか	はい	いいえ
26	教職員自身に言行不一致や子どもの心を傷つける言動はないか	ない	ある
27	先入観や憶測などで子どもの指導に当たっていることはないか	ない	ある
28	教職員の体罰や暴力を傍観したり、見過ごしたりしていないか	いない	いる
29	画一的な指導によって、子どもの主体性や意欲の芽を摘んでいることはないか	ない	ある
30	生徒指導を一部の教職員に任せていないか。システムとしての生徒指導体制ができているか	はい	いいえ
31	子どもの人権や、体罰・暴力の防止についての定期的な研修を行っているか。	はい	いいえ

(5) 障がいのある子どもの指導にかかわって

①子ども理解（障がいの特性等の理解）

32	子どもの障がいや特性等を理解しているか	はい	いいえ
33	子どもの行動の背景やその時の状況、周囲との関係を把握しているか	はい	いいえ
34	子どもの自傷や他傷等の原因及び起こりやすい状況等を把握しているか	はい	いいえ
35	様々な障がいを理解するための教職員研修を実施しているか	はい	いいえ

②指導の充実（個に応じた指導）

36	個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、適切な目標を持って指導しているか	はい	いいえ
37	子どものコミュニケーションの方法を把握しているか	はい	いいえ
38	子どもが情緒不安定になったときの対応を日常の中でシミュレーションしているか	はい	いいえ
39	子どもの障がいの特性等に応じた教材・教具を工夫しているか	はい	いいえ
40	チームティーチングする場合、複数教職員での指導体制が確立されているか	はい	いいえ

③情報の共有（情報の収集と発信）

41	保護者の話を十分に聞き、共感するとともに必要な情報を収集しているか	はい	いいえ
42	連絡帳を利用するなど、保護者と十分な情報交換を行っているか	はい	いいえ
43	校内に死角となるようなところがないか、常にチェックしているか	はい	いいえ
44	教職員のヒヤットしたりハットしたことを整理・蓄積・分析し、活用しているか	はい	いいえ
45	校内での情報の伝達経路は明確になっているか	はい	いいえ

④人間関係の構築（注意しあえる、協力しあえる、切磋琢磨できる）

46	チームティーチングでは、明確に役割分担しているか	はい	いいえ
47	子どもへの指導や対応について、教職員間で常に協議・検討されているか	はい	いいえ
48	教職員どうしが自由に意見交換できる雰囲気が校内にあるか	はい	いいえ
49	コーディネーターを中心とした相談支援体制が構築されているか	はい	いいえ

# 第一部

## 1 体罰とは



【「体罰をなくそう第4版」平成8年10月法務省人権擁護局より】

※ 言葉による脅し、配慮のない言葉等によって精神的な苦痛を与える「言葉の暴力」も子どもの人権を無視した行為です。

### ◆ 体罰をした教員の反省（思い） ① ◆

#### □「体罰は教師として最低な行為である」

生徒にとって安心・安全な場であるべき学校で、体罰で恐怖心や不安を与えていたことを考えると、私は「教師として最低な行為」を行っていたと思います。私は生徒を力で服従させていたにすぎません。生徒は単に私の顔色をうかがって、表面的に従っただけです。

私にとっては、このような上意下達の一方向的な制圧のほうが、結果がすぐに出て、「楽」でした。しかし、体罰の生み出す結果は、生徒の心の奥底にまで届くものではなく、表面的なものであり、生徒には憎しみや無力感が生まれなかったと、今は実感しています。